

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目 ② 上記以外の税目	法人税：義（国税 09） 法人住民税：義、法人事業税：義（自動運動） 所得税：外
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・ <u>共管</u> 】
4	内容		《現行制度の概要》 離島振興対策実施地域として指定された地区のうち、離島振興法に基づき、都道府県が策定する離島振興計画に産業振興促進事項として定められた区域内の地区において、事業者が製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等のために用いる設備を取得等し、供用した場合、割増償却を認めるもの。 割増償却期間：5年間 償却限度額：機械・装置 普通償却限度額の 32% 建物・附属設備、構築物 普通償却限度額の 48% 《要望の内容》 適用期限を2年間延長し、令和 10 年度末までとする。 《関係条項》 ・離島振興法第4条、第 19 条 (所得税) 租税特別措置法第 12 条第4項柱書及び表第3号 租税特別措置法施行令第6条の3第 14 項第3号、第 15 項第3号、第 22 項、第 23 項及び第 24 項 租税特別措置法施行規則第5条の 13 第8項、第9項及び第 10 項 (法人税) 租税特別措置法第 45 条第3項柱書及び表第3号 租税特別措置法施行令第 28 条の9第 15 項第3号、第 16 項第3号、第 23 項、第 24 項及び第 25 項 租税特別措置法施行規則第 20 条の 16 第8項、第9項及び第 10 項
5	担当部局		農林水産省農村振興局農村政策部地域振興課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和8年8月 分析対象期間：令和5年度～令和 10 年度
7	創設年度及び改正経緯		平成 6 年度 創設(製造業のみ) 平成 7 年度 適用期限の2年延長 平成 9 年度 適用期限の2年延長 拡充(過疎に類する地区における旅館業を追加) 平成 11 年度 適用期限の2年延長 平成 13 年度 適用期限の2年延長 拡充(過疎に類する地区におけるソフトウェア業を追加) 平成 15 年度 適用期限の2年延長

			拡充(農林水産物等販売業を追加) 除外(ソフトウェア業を除外) 平成 17 年度 適用期限の2年延長 平成 19 年度 適用期限の2年延長 拡充(取得価格要件を 2,500 万円超から 2,000 万円超に引下げ) 平成 21 年度 適用期限の2年延長 平成 23 年度 適用期限の2年延長 拡充(情報サービス業を追加) 除外(農林水産物等販売業を除外) 平成 25 年度 割増償却への改組 拡充(農林水産物等販売業を追加) 拡充(取得価額要件を 2,000 万円超から 500 万円以上に引下げ(資本規模により異なる)) 拡充(旅館業の適用要件を過疎に類する地区から全離島地区に拡充) 平成 27 年度 適用期限の2年延長 平成 29 年度 適用期限の2年延長 令和元年度 適用期限の2年延長 令和3年度 適用期限の2年延長 (対象資産の取得価額が一定の金額以上であることとの要件における取得価額を法人税法等の規定による圧縮記帳の適用後の金額とする) 令和5年度 適用期限の2年延長 (「過疎地域の持続的発展のための支援に関する特別措置法」に基づく過疎地域における事業用設備に係る割増償却の対象地域を除外) 令和7年度 適用期限の2年延長 (「情報サービス業等」のうち、「コールセンター業等」を除外)
8	適用又は延長期間		2年間(令和9年度～令和 10 年度)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 離島は、我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給等、我が国及び国民の利益の確保及び増進に重要な役割を担っている。一方で、四方を海等で囲まれ、社会減による人口の流出・減少が長期にわたり継続し、かつ高齢化の進展など、他の地域に比して厳しい自然的社会的条件の下にある。 そのため、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域において、生活基盤の整備を行うとともに、産業の振興を図り、雇用の確保を行うことを通して、離島における人口の著しい減少の防止及び定住の促進を図る。 《政策目的の根拠》 ○離島振興法(昭和 27 年法律第 72 号) (農林水産業その他の産業の振興) 第十四条 国及び地方公共団体は、離島振興対策実施地域の特性に即した農林水産業の振興を図るため、生産基盤の強化、地域特産物の開発並びに流通及び消費の増進並びに観光業との連携の推進について適切な配慮をするものとする。 (税制上の措置等)

		第十九条 国は、離島について、人の往来及び生活に必要な物資等の輸送に要する費用が他の地域に比較して多額である状況を改善するとともに、産業基盤及び生活環境等に関する地域格差の是正を図り、並びにその地理的及び自然的特性を生かした振興を図るため、離島の振興のための特別の措置を講ずることによって、離島の自立的発展を促進し、島民の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、地域間の交流を促進し、もって居住する者のない離島の増加及び離島における人口の著しい減少の防止並びに離島における定住の促進を図ること等としている第一条の目的の達成に資するため、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）等の定めるところにより、離島振興対策実施地域の振興に必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。 ○経済財政運営と改革の基本方針 2026（令和8年7月 21 日閣議決定）（抄） 第2章 日本の成長力強化と安全・安心の確保 1. 「強い経済」の実現 （3）強い地域経済の構築 （個性を活かした地域づくり） 過疎地域、離島、奄美、小笠原、半島、豪雪地帯等の条件不利地域対策に取り組む。
	② 政策体系における政策目的の位置付け	[大目標] 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定 向上と国民経済の健全な発展を図る。 [中目標] I－5 農村の振興 [政策分野] 23 中山間地域等の振興 ○食料・農業・農村基本計画（令和7年4月 11 日閣議決定） V 農村の振興 5 中山間地域等の振興 中山間地域等の条件不利地域は他の地域と比較して、人口減少や高齢化が急激に進行しており、担い手不足や集落機能の低下等厳しい状況に置かれている。 このため、中山間地域等が直面している様々な課題を克服し、中山間地域等の農業を振興するため、それぞれの地域の実情に応じて、農業を「支える」ための施策、農業で「稼ぐ」ための施策と、農村に「関わる」関係人口を拡大するための施策を併せてパッケージとして一体的に実施する。

		③ 租税特別措置等により達成しようとする目標	事業者による新規設備投資を促進することにより、離島における事業活動の継続・拡大が図られる。これにより、離島地域における雇用者数を拡大することを目標とする。 ① 長期的目標 離島における雇用の維持・確保を指標とする。 指標：離島地域において本特例措置の適用を受けた事業者の新規雇用者数 目標値：270 人（社会減の約2割） 対象期間：令和5年度～令和 14 年度（10 年間） なお、令和9年度～令和 10 年度（2年間）における目標値については 74 人とする。 ② 短期的目標 本特例措置の適用を受けた事業者による新規設備投資額を指標とする。 指標：本特例措置の適用を受けた事業者による新規設備投資額 目標値：11.4 億円 対象期間：令和9年度～令和 10 年度（2年間） なお、前回の事前評価（令和6年8月）においては、以下のとおり目標を設定している。 《政策体系における政策目的に係る目標》 ○離島振興対策実施地域の人口減少傾向を改善する 離島振興対策実施地域の人口 令和4年度：333 千人 → 令和8年度：目標値 303 千人→令和 14 年度：目標値 263 千人 平成 25 年度～令和4年度の離島振興対策実施地域の人口減少率に全国の人口傾向を加味して算出した令和 14 年度末（現在の離島振興法の法期限）の当該地域の人口推計値は 263 千人である。そのため、人口減少を最小限度に阻止するという観点から、目標値をその値以上とする。 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ○離島振興対策実施地域における事業者の事業継続又は拡大を図る。 本特例措置の対象である離島振興対策実施地域における事業所数 令和3年度：858 件 → 令和8年度目標値：780 件以上 事業所数の今後5年間の増減率が直近5年間の増減率（-9.1%）を上回ることを目標とする。																				
		④ 政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	本特例措置は、離島振興において特に重要な業種を対象に設備投資を促進できるよう措置されたものである。本租税特別措置が活用されることで、事業者は適用期間中の減価償却費を通常より多く計上でき、投資初期段階の税負担が軽減（繰り延べ）されるため、地域外からの事業者の誘致及び地域内の小規模事業者による投資促進を通じた内発的発展がより効果的に見込まれ、事業活動の継続・拡大及び雇用機会の確保に貢献することが見込まれている。																				
10	有効性等	① 適用数	(単位：件) <table><tr><td>年度</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td><td>R8 (見込)</td><td>R9 (見込)</td><td>R10 (見込)</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>							年度	R5	R6	R7	R8 (見込)	R9 (見込)	R10 (見込)							
年度	R5	R6	R7	R8 (見込)	R9 (見込)	R10 (見込)																	

		適用数	27	12	11	15	23	33																												
		(注) 1 R5～R7年度は、関係都道府県への調査での確認書をもとに件数を算出。 2 R8～R10 年度の適用数は、R5～7年度の適用数の実績値等を元に試算した見込値となる。 ※法人税、法人事業税及び法人住民税については同一件数。 ※租特透明化法に基づく財務省の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」における適用件数は、同一主体が資産を複数回にわたって購入した場合でも 1 件として扱われてしまう。政策の効果をより適切に把握するためには、主体が同一であっても複数件として扱うべきであるため、関係都道府県に聞き取った結果の実績値を用いている。																																		
		【算定根拠】 実績値：関係道府県に聞き取った結果を採用 見込値：別紙参照																																		
②	適用額	○適用額 (単位：百万円) <table><tr><td>年度</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td><td>R8 (見込)</td><td>R9 (見込)</td><td>R10 (見込)</td></tr><tr><td>適用額</td><td>38.4</td><td>8.9</td><td>6.2</td><td>9.5</td><td>12.9</td><td>18.5</td></tr></table> (注) 1 R5～R7年度は、関係都道府県へ行った調査での確認書に記載されている取得価額をもとに算出。 適用額は本確認書に記載された取得価額をもとに普通償却額を算出。なお、計算式は以下のとおり。 当初残存価額 × 償却率＝普通償却額 普通償却額 × 割増償却率＝割増償却額 2 R8～10 年度の適用額は R3～7年度の適用額の実績値等を元に試算した見込み値となる。 ※租特透明化法に基づく財務省の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」における適用件数は、同一主体が資産を複数回にわたって購入した場合でも 1 件として扱われてしまう。政策の効果をより適切に把握するためには、主体が同一であっても複数件として扱うべきであるため、関係都道府県に聞き取った結果の実績値を用いている。							年度	R5	R6	R7	R8 (見込)	R9 (見込)	R10 (見込)	適用額	38.4	8.9	6.2	9.5	12.9	18.5														
年度	R5	R6	R7	R8 (見込)	R9 (見込)	R10 (見込)																														
適用額	38.4	8.9	6.2	9.5	12.9	18.5																														
		【算定根拠】 ※算定根拠については別紙参照。																																		
③	減収額	○減収額 (単位：百万円) <table><tr><td>年度</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td><td>R8 (見込)</td><td>R9 (見込)</td><td>R10 (見込)</td></tr><tr><td>法人税</td><td>8.9</td><td>2.1</td><td>1.4</td><td>2.2</td><td>3.0</td><td>4.3</td></tr><tr><td>法人住民税</td><td>0.6</td><td>0.1</td><td>0.1</td><td>0.2</td><td>0.2</td><td>0.3</td></tr><tr><td>法人事業税</td><td>2.7</td><td>0.6</td><td>0.4</td><td>0.7</td><td>0.9</td><td>1.3</td></tr></table> (注) 1 上記の適用額各年度の法人税率を乗算して算出した。 適用額は確認書に記載された取得価額をもとに普通償却額を算出し、その数値に割増償却率を乗算し、税率を乗算した上で減収額を算出した。なお、計算式は以下のとおり。 当初残存価額 × 償却率＝普通償却額 普通償却額 × 割増償却率＝割増償却額							年度	R5	R6	R7	R8 (見込)	R9 (見込)	R10 (見込)	法人税	8.9	2.1	1.4	2.2	3.0	4.3	法人住民税	0.6	0.1	0.1	0.2	0.2	0.3	法人事業税	2.7	0.6	0.4	0.7	0.9	1.3
年度	R5	R6	R7	R8 (見込)	R9 (見込)	R10 (見込)																														
法人税	8.9	2.1	1.4	2.2	3.0	4.3																														
法人住民税	0.6	0.1	0.1	0.2	0.2	0.3																														
法人事業税	2.7	0.6	0.4	0.7	0.9	1.3																														

		割増償却額 × 税率（各年度の数値）＝減収額 2 計算式は以下のとおり。 適用額 × 法人税率（23.2%） ※法人住民税及び法人事業税は要望事項ではないが、本租税特別措置に伴う連動分の減収額を以下のとおり算出した。なお、県民税率、市町村民税率及び法人事業税率は離島税制を活用した県及び市町村の税率を用いて、計算した。以下は一例。 減収額 × 1.0%（法人県民税率）＝法人県民税減収額 減収額 × 6.0%（法人市町村税率）＝法人市町村民税減収額 割増償却額 × 7.0%（都道府県の法人事業税率）＝法人事業税減収額 【法人住民税】 減収額＝法人県民税減収額＋法人市町村民税減収額 法人県民税減収額＝法人税減収額 × 県民税率（1.0%） 法人市町村民税減収額＝法人税減収額 × 市町村民税率（6.0%） 【法人事業税】 減収額＝割増償却額 × 都道府県の法人事業税率（7.0%） ※租特透明化法に基づく財務省の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」における適用件数は、同一主体が資産を複数回にわたって購入した場合でも1件として扱われてしまう。政策の効果をより適切に把握するためには、主体が同一であっても複数件として扱うべきであるため、関係都道府県に聞き取った結果の実績値を用いている。 【算定根拠】 ※算定根拠については別紙参照。
④	効果	《政策目的（9①）の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標（9③）の実現状況》 ① 長期的目標 本特例措置の適用を受けた事業者の新規雇用者数に係る目標達成状況は、以下のとおり。 令和5年度：0人 令和6年度：0人 令和7年度：12人 ② 短期的目標 本特例措置の適用を受けた事業者による新規設備投資額に係る目標達成状況は以下のとおり。 令和5年度：0円 令和6年度：0円 令和7年度：1.85 億円 ○所期の目標達成状況 令和5年度及び令和6年度においては、過年度からの継続で本特例措置を受けた事業者のみであったため、本特例措置による新規の設備投資や雇用創出が無かったところ。 事業者への制度周知を強化してきたことにより、令和7年度におい

		ては新規適用実績が認められたところであり、引き続き、各地方自治体に対して担当者会議等において税制活用の働きかけを行うとともに、事業者への直接の制度周知を行うことにより、離島における投資促進を通じた雇用拡充に取り組む。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 関係都道府県への調査結果 また、前回の事前評価における目標の達成状況は以下のとおり。 ○政策目的に係る目標の達成状況 令和7年度の人口は309千人であり、現時点で目標値(令和14年度末の人口263千人)を上回っているものの、令和4～7年度の人口減少率は年平均で2.5%であり、過去10年間の年平均人口減少率2.2%よりも高くなっており、同様のペースで人口減少が進んだ場合、令和14年度末の人口は262千人となり、目標値を下回る見込みである。 ○租税特別措置等により達成しようとする目標の達成状況 事業所数を「経済センサス-活動調査」からデータを流用しており、前回調査(2021年(令和3年)調査)以降、次の調査結果(2026年(令和8年)調査)が公表されていないため、現時点で達成度を測ることは困難である。ただし、令和7年度の全ての新規適用事業者においては、本特例措置を活用して設備投資を行ったことにより、新たな事業拠点が創出されたところ。 《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》 本租税特別措置が積極的に活用されることで、事業者は適用期間中の減価償却額を通常より多く計上でき、投資初期段階の税負担が軽減(繰り延べ)されるため、地域内外の事業者による投資を通じた内発的発展がより効果的に見込まれる。具体的には、本租税特別措置を活用した事業者からの聞き取り調査により、制度活用により資金的余裕が生まれ、新規雇用又は雇用の維持が可能となることが本租税特別措置を活用する決め手となった主な理由であることが確認された。また、同調査において、本租税特別措置の活用により、更なる投資に対しても積極的に検討することが可能となる旨の回答を得ている。 実際に、令和7年度に新規で本特例措置を活用した全ての事業者において、新たな雇用が創出され、本特例措置が離島における雇用機会の確保に寄与している。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 関係都道府県への調査結果、適用事業者への調査結果 《適用数(10①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 —
	⑤ 税収減を是認する理由等	離島は、我が国の領域等の保全、海洋資源の利用等に重要な役割を担っている。一方で、四方を海に囲まれ、高齢化が急速に進展するなど、厳しい自然的・社会的条件に置かれており、事業所数や雇用の減少による島外への人口流出が継続するといった課題を抱えている。 このため、本税制特例により民間事業者の設備投資を促進すること

			で、島内での事業活動の継続・拡大を図り、雇用の場を維持・創出することで、人口流出を抑制することが必要である。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	隔絶性、遠隔性、狭小性等の条件不利性を抱える中、各種産業活動を活性化させるため、法人や個人の設備投資を行う事業者を対象に投資を誘発させるためのインセンティブを与えることが必要であることから、これを実現する施策として、当該措置が妥当である。 離島振興策の他の支援措置としては、公共事業の一括計上や非公共事業等を行っているが、これらは主に行政に対する支援であり、直接民間需要を喚起、雇用を創出する本特例措置との明確な役割分担はなされている。 また、特例措置の対象を全業種としているものでなく、離島振興に特に重要な業種を対象としており、必要最小限の特例措置である。 なお、本特例措置は課税の繰延べであるため、減収額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国費の負担は少ない。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	離島振興策の他の支援措置としては、公共事業の一括計上や離島活性化交付金等による支援を行っているが、これらは主に国、地方公共団体等が水産基盤や道路等の社会基盤整備、海上輸送費の軽減、交流人口・関係人口拡大の取組等を行うものである。また、自治体の実施する企業誘致活動等に関しては令和5年度より予算上の支援を行っているが、これは事業者の設備投資等の資金繰りに対する支援ではなく、自治体の実施する企業誘致のための計画策定やプロモーション等のソフト事業に対する支援措置であり、誘致のための素地を培うものである。 それに対して、本特例措置は、事業者に対し、各種の事業の立ち上げや新規事業の展開に必要な設備投資を促進することで、事業の継続・拡大を図り、就業機会の確保を図ることを目的として実施するものであり、支援目的が異なることから、両者の間に代替性はないばかりか、むしろ予算・税制が一体となって効果を発揮するものである。 なお、特例措置の対象は全業種としているものではなく、離島地域の産業を振興し雇用の創出を図ることにより人口の社会減を抑制するため、特に有効と思われる、製造業、旅館業、農林水産物等販売業及び情報サービス業等の4業種に重点化しており、離島の地域特性を踏まえた必要最小限の特例措置である。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置により、産業基盤及び生活環境等に関する地域格差を是正するとともに、離島等の地理的及び自然的特性を生かした創意工夫のある自立的発展を図ることで、離島における人口の著しい減少の防止及び離島における定住の促進が改善されることが見込まれるため、地方公共団体が協力する相当性がある。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和6年8月(国交 04)

離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度
適用実績・適用見込みについて

別紙

○適用実績

	年度	R5	R6	R7
	法人税率（％）	23.2	23.2	23.2
新	適用件数（件）	0	0	3
	適用額（百万円）	0	0	2.9
規	減収額（百万円）	0	0	0.7
継	適用件数（件）	27	12	8
	適用額（百万円）	38.4	8.9	3.2
続	減収額（百万円）	8.9	2.1	0.8
計	適用件数（件）	27	12	11
	適用額（百万円）	38.4	8.9	6.1
	減収額（百万円）	8.9	2.1	1.5

○適用見込み

	年度	R8	R9	R10
	法人税率（％）	23.2	23.2	23.2
新	適用件数（件）	10	10	10
	適用額（百万円）	5.6	5.6	5.6
規	減収額（百万円）	1.3	1.3	1.3
継	適用件数（件）	5	13	23
	適用額（百万円）	4.3	7.3	12.9
続	減収額（百万円）	1.0	1.7	3.0
計	適用件数（件）	15	23	33
	適用額（百万円）	9.9	12.9	18.5
	減収額（百万円）	2.3	3.0	4.3

○算出根拠

・令和8年度見込み（令和7年度までの関係都道府県調査結果から算出）

＜適用件数＞適用見込件数 10件（R8年度適用見込件数＝新規①＋継続②）

（算出根拠） 【新規適用件数】10件（①）

①令和7年度実績値を基に、令和8年度の新規雇用者数の見込値を用いて推計した値

【継続適用件数】5件（②）

②当該年度の前年度以前から引き続き適用がある見込件数

＜適用額＞適用見込額 9.9百万円（R8年度適用見込額＝新規①＋継続②） 見込件数で上がった数値をもとに算出

（算出根拠） 【新規適用見込額】5.6百万円（①）

①令和7年度適用実績から1件あたりの適用額を算出し、適用件数を乗じて算出

令和7年度1件当たり適用額：6.1百万円/11件＝0.56百万円

令和8年度適用見込額：0.56百万円×10件＝5.6百万円

【継続適用見込額】4.3百万円（②）

②当該年度の前年度以前から引き続き適用がある見込額

＜減収額＞適用見込額に法人税率（23.2％）を乗じたもの。

＜計＞

当該年度の新規（初年）見込件数（額）と継続（2年目以降）見込件数（額）を合算したもの。

・令和9、10年度見込み

【新規】

＜適用件数＞令和7年度実績値を基に、令和9～10年度の新規雇用者数の見込値を用いて推計した値

＜適用額＞令和7年度1件当たりの適用額に、各年度の適用件数を乗じて算出。

令和9年度：0.56百万円×10件＝5.6百万円

令和10年度：0.56百万円×10件＝5.6百万円

＜減収額＞適用見込額に法人税率（23.2％）を乗じたもの。

【継続】

＜適用件数＞当該年度の前年度以前から引き続き適用がある見込件数。

＜適用額＞令和7年度1件当たりの適用額に、各年度の適用件数を乗じて算出。

令和9年度：0.56百万円×13件＝7.3百万円

令和10年度：0.56百万円×23件＝12.9百万円

＜減収額＞適用見込額に法人税率（23.2％）を乗じたもの。

【計】

当該年度の新規（初年）見込件数（額）と継続（2年目以降）見込件数（額）を合算したもの。

○減収額

年度		R5	R6	R7
法人税				
	法人税適用額（百万円）A	38.4	8.9	6.1
	法人税減収額（百万円）B	8.9	2.1	1.5
法人住民税				
法人県民税				
	法人税割標準税率（％）C	1.0	1.0	1.0
	適用額（百万円）A×C	38.4	8.9	6.1
	減収額（百万円）実績	0.09	0.02	0.02
法人市町村民税				
	法人税割標準税率（％）C	6.0	6.0	6.0
	適用額（百万円）A×C	38.4	8.9	6.1
	減収額（百万円）実績	0.53	0.13	0.09
合計	減収額（百万円）	0.62	0.15	0.11
法人事業税				
	標準税率（％）C	7.0	7.0	7.0
	適用額（百万円）A×C	38.4	8.9	6.1
	減収額（百万円）実績	0.62	0.15	0.11
合計	減収額（百万円）	10.1	2.4	1.7

年度		R8	R9	R10
法人税				
	法人税適用額（百万円）A	9.9	12.9	18.5
	法人税減収額（百万円）B	2.3	3.0	4.3
法人住民税				
法人県民税				
	法人税割標準税率（％）C	1.0	1.0	1.0
	適用額（百万円）A×C	9.9	12.9	18.5
	減収額（百万円）実績	0.02	0.03	0.04
法人市町村民税				
	法人税割標準税率（％）C	6.0	6.0	6.0
	適用額（百万円）A×C	9.9	12.9	18.5
	減収額（百万円）実績	0.14	0.18	0.26
合計	減収額（百万円）	0.16	0.21	0.30
法人事業税				
	標準税率（％）C	7.0	7.0	7.0
	適用額（百万円）A×C	9.9	12.9	18.5
	減収額（百万円）実績	0.16	0.21	0.30
合計	減収額（百万円）	2.6	3.4	4.9

◎ 適用額は法人税適用額と同額を用いた。その上で法人税減収額を基礎として各減収額を計算した。

◎ 減収額 ： 法人税減収額 × 法人税割